

第3節 森林等の公益的機能の維持確保

1 森林環境の保全（三重の森林づくり）

1-1 森林の保全・育成

森林は、木材の生産だけでなく、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの公益的な機能を発揮することによって、私たちの暮らしを支えています。

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林を生産林と環境林にゾーニングし、生産林では、林業生産活動を通じて森林の整備を促進し、また、環境林を公共財として位置づけ、針葉樹と広葉樹が混交した森林を造成するなど、公益的機能の高度発揮をめざした森林整備を進めています。

(1) 森林計画制度の適正な運営

森林の持つ公益的機能を有効に発揮させるため、県内を表2-3-1のように区分し、区域ごとの民有林を対象として、地域の特性に応じた林業施策の推進目標と、森林所有者の森林施業上の指針を示した10年間の地域森林計画を樹立し、森林資源を効率的に利用するための適切な保育・間伐等の実施、公益的機能の充実のための多様な森林の育成など森林の質的充実を図っています。

平成24（2011）年度には、尾鷲熊野地域の地域森林計画の樹立を行いました。また、計画を適正に推進するため、伐採届出制度の確実な実行、市町村森林整備計画の適正な運用を図るとともに、森林所有者等が樹立する森林経営計画の作成を促進しました。

表2-3-1 森林計画区

森林計画区名	包括区域
北伊勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡
南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気郡、度会郡
伊賀	伊賀市、名張市
尾鷲熊野	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

(2) 林業担い手の育成等

林業の担い手を確保するため、高校生を対象として、林業への就業意識を育み、就業を促そうと、林業体験活動を実施したほか、公益財団法人三重県農林水産支援センターと連携して就業・就職セミナーを開催しました。また、林業事業体で森林整備を担う作業員を対象として高性能林業機械の操作研修や架線集材に必要な技術研修を実施しました。

事業の合理化や雇用環境の改善を図ろうとする林業事業体が作成する改善計画を認定し、地域林業の担い手として育成を進めています。また、林業経営等を推進する活動を行っている林業研究グループの取組を支援しています。

表2-3-2 三重県認定林業事業体数の推移

三重県認定林業事業体	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
事業体数	50	51	50	51	54	51	49

表2-3-3 新規就労者数の推移

新規就労者数	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
人	40	23	29	33	36	32	57	26	29

(注) 40才未満の人を対象

表2-3-4 三重県内の林業研究グループ（平成24年7月現在）

組織数	16
会員数	321

(3) 多様な森林の造成・整備

戦後の荒廃した森林の復旧と、増大する木材需要に対応するため、スギ、ヒノキの拡大造林を推進することにより、県内で約22万haに及ぶ人工林が造成されました。

これらの人工林では、資源の充実のためだけではなく森林の持つ公益的機能を継続的に発揮していくために、間伐等の適正な管理が行われることが必要です。

しかし、林業採算性の悪化などから、放置される森林が増加し、公益的機能の低下が危惧されています。

このような状況のなか、森林を生産林と環境林に区分し、環境林においては「森林環境創造事業」をはじめとする環境林整備事業を実施し、公益的機能の高度発揮をめざした、多様な森林づくりを進めています。

(4) さまざまな主体による森林づくりの推進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、活動場所の確保や情報の提供、森林づくり団体の交流等を進めています。平成24(2012)年度は、新たに5箇所の森林で「企業の森」協定を締結しました。

(5) 「三重の木を使おう、森を育てるために」県民運動の展開

暮らしの中での県産材利用を拡大するため、県内で開催された各種イベントに参加し、親子を対象にした「木工教室」を開催するなど、県産材に触れる機会を創出し、県産材の利用と環境保護の関係について広く県民にPRを行いました。

(6) 保安林の整備・管理

森林は、水源のかん養、国土の保全、環境の保全等重要な機能を持っており、急峻な地形と多雨という山地災害等が発生しやすい自然条件を有する三重県では、大変重要な役割を果たしています。

このため、特に森林の有する公益的機能の維持・増進を図るべき森林を保安林として、県内の森林面積の33%に当たる123,228haを指定し、森林の適正な保全・管理に努めています。

表2-3-5 保安林の役割と種類

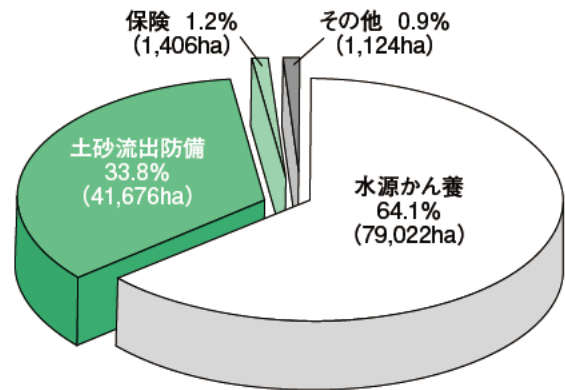
主な役割	種 類
良質な水をはぐくむ保安林	水源かん養保安林、干害防備保安林
山崩れや土石流を防ぐ保安林	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
その他災害を防ぐ保安林	防風保安林、潮害防備保安林、落石防止保安林など
安らぎと涼しいおいを与える保安林	保健保安林、風致保安林
魚の生息や繁殖を助ける保安林	魚つき保安林

(7) 林地開発許可制度による指導

昭和49(1974)年の当制度創設以降に許可した林地開発の件数と面積は、529件、7,097ha(平成24(2012)年度末)に達し、ゴルフ場、住宅団地、工場用地の造成と土石の採掘が開発目的の大半を占めています。

このように森林の開発が進むなかで、開発許可に対する審査は「災害の防止」等を重点事項と

図2-3-1 保安林の現状(平成24年度末)



し、許可にあたっては、公益的機能の高い森林の保全、土地利用の適正管理等に配慮し、適正かつ安全な開発が進められるよう努めています。

開発事業にあたっては、計画に基づき、洪水調整池などの防災施設を先行して実施し、開発工事に伴う災害が未然に防止されるよう、指導しています。

表2-3-6 林地開発許可の状況(平成24年度)

開発目的	件数	面積
工場・事業場用地	2件	35ha
宅地造成	-	-
ゴルフ場	-	-
レジャー施設用地	-	-
土石採取	1件	2ha
その他	4件	16ha
計	7件	53ha

昭和49年から平成23年度末までの林地開発許可の実績は別途資料編を参照してください。

1-2 森林の整備・活用

林業地域の生活環境の改善

林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化のため、林道等の林業生産基盤の整備と、山村地域の生活環境基盤の向上を総合的に行っています。

表2-3-7 林業地域の生活基盤状況

実施地区	内 容
熊野(H18~22)	(生活) 防火水槽

2 農地環境の保全

2-1 農地保全活動の推進

中山間地域において中山間地域等直接支払により多様な保全活動を促進し、農地の持つ公益的機能の増進を図っています。

2-2 農地の保全・整備

(1) 環境保全型農業の推進

平成 21（2009）年 3 月に策定しました「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、生産者の「食の安全・安心の確保を目指す取組」、「環境に配慮した取組」を進めるとともに、消費者に、これらの取組や安全・安心な食材についての情報提供等を行い「食の安全・安心と環境を守る取組への理解」を進めることで、生産者と消費者が共に支え合う姿をめざしています。

具体的には、農業生産段階での安全管理、衛生管理を徹底することを目的に、三重県型 GAP 手法の推進拡大を図るため、生産者に対し、研修会等を通じ、GAP に対する理解向上及び導入を推進するとともに、GAP 指導者の育成を図りました。

さらに、エコファーマーについては、水稻・野菜等を中心に、平成 25（2013）年 3 月末現在で 375（人・法人）が認定されています。

また、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」（愛称：みえの安心食材）についても、平成 25（2013）年 3 月末現在で 908 件が登録されています。

表 2-3-8 環境保全型農業の推進対策の実施状況（平成 24 年度）

区 分	実施主体	内 容
環境保全型農業の推進指導・啓発	三重県	○人と自然にやさしいみえの安心食材の登録件数 908 件 ○環境保全型農業直接支援対策の推進 ○環境保全型農業推進コンクール ○農業安全使用研修会開催（農業管理指導士育成他） ○空中散布の安全指導
技術支援	三重県	○病害虫発生予察情報提供（ホームページ）

(2) 農業の担い手の育成

近年、農業・農村においては兼業化・高齢化の進展から生産基盤の脆弱化が進みつつあり、農地の維持・管理に影響が生じていることから、新たな農業の担い手の確保育成が必要となっています。

本県では、農地が保有している多様な環境保全能力を維持し、産業として自立する力強い経営体を育成するため、三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に基づき、認定農業者等農業経営体の確保、農地集積等による規模拡大を推進しており、農業経営体数は 2,306 経営体（平成 25(2013)年 3 月末現在）で、認定農業者等への農地集積面積は 18,562ha（平成 24(2012)年 3 月末現在）となっています。

平成 24(2012)年度には、地域における認定農業者確保対策を支援するとともに、新技術の導入・普及や農地の利用集積を通じて、認定農業者等の地域農業の担い手となる農業経営体を育成するための諸対策を実施しました。

(3) 耕作放棄地の解消

近年、農業従事者の兼業化・高齢化の進展・農産物価格の低迷化などにより、耕作放棄地等が増加する傾向が見られます。今後ともこのような状態を放置しておくことは、農地としての農業上の有効利用が図られないばかりでなく、集団性の分断等周囲の農地利用を阻害することになり、地域全体の農地利用にとって悪影響を及ぼすこととなります。平成 20(2008)年度からは、全市町が耕作放棄地全体調査を行い、耕作放棄地解消計画の作成を進めています。

また、平成 21(2009)年度から、障害物の除去・肥料の散布や新規作物の導入などの取組による耕作放棄地解消を進めています。

(4) 畜産経営に起因する環境負荷の軽減

近年、畜産業の大規模化による家畜ふん尿量の増大・経営者の高齢化や後継者不足等により、適正なふん尿処理をスムーズに行うことが困難となった事を原因とする、水質汚濁関連及び悪臭関連の環境問題が発生しています。

このため、県、市町、関係団体等が連携して環境問題発生畜産農家を重点とした巡回指導を実施し、処理施設の設置・改善指導を行うなど、環境問題の改善・防止に努めています。

2-3 市民農園の促進

市民農園とは、都市住民がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

県内における市民農園の開設状況は平成25(2013)年3月現在県下で55か所が開設されています。

表2-3-9 地区別市民農園開設の状況

(平成25年3月31日現在)

	北勢地区	中勢地区	南勢地区	紀州地区	伊賀地区	計
市民農園法	3	5	3	1	2	14
特定農地貸付法	27	6	1	2	5	41

3 沿岸海域環境の保全

3-1 漁場の保全・改善

(1) 漁場保全対策の推進

伊勢湾、英虞湾などの内湾域では、赤潮の発生など漁業生産に種々の弊害が生じています。

このため、平成24(2012)年度も前年度に引き続き、代表的な内湾漁場の水質と底質を測定し、漁場環境の現状と長期変動を調査しました。漁場の保全・改善を図るため、海底の耕耘、海藻の種苗投入、ウニ類等の食害生物の除去、流域における植林等、漁業者を中心に多様な主体が参画した保全活動組織(18組織)が行う保全活動を支援しました。

(2) 漁業被害の未然防止

沿岸域の漁場環境の悪化に伴い、赤潮や貧酸素水塊の発生が恒常化しています。

ア 赤潮の発生状況

平成24(2012)年の赤潮発生延日数は83日、赤潮による漁業被害は2件でした。

a 伊勢湾海域

赤潮の発生件数は9件、発生延日数は8日、いずれも平均値を大きく下回り、平成4(1992)年以降では前年に次ぎ2番目に少なかった。

b 志摩度会海域

赤潮発生件数は12件、発生延日数は71日、平均値を大きく下回った。漁業被害の

2件は当海域で発生し、いずれも2種以上の複合赤潮によるものであった。

c 熊野灘北部海域

赤潮発生件数は2件、発生延日数は3日で、前年と対比すると件数は11件減少、発生延日数は10日減少しました。

表2-3-10 赤潮発生件数の推移

年	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
発生件数	28	43	43	22	22	17	23	23	20	23

イ 油濁による漁業被害の発生状況

平成24(2012)年度においては油漏れなど油濁による漁業被害はありませんでした。

なお、平成24(2012)年度も前年に引き続き、定期的な水質調査を行い、赤潮発生状況の情報収集、情報発信、漁業被害の未然防止に努めました。

(3) 水域環境の改善

本県の閉鎖性内湾では、生活排水等の流入等により、水質・底質などの水域環境が悪化し、漁場生産に種々の弊害が生じています。

貧酸素水塊の発生、赤潮の発生等を防止するため、平成24(2012)年度には、次のような事業を実施しました。

表2-3-11 水域環境の改善事業の実施状況(平成24年度)

事業名	事業内容	事業主体	実施場所
漁場環境保全創造事業	汚泥浚渫	三重県	英虞湾
県単沿岸漁場整備事業	底質改良剤の散布	三重外湾漁協	南伊勢町

3-2 藻場・干潟の保全・再生

藻場や干潟は、有用水産生物資源の増大に大きな役割を果たしているほか、多様な生物の生息の場ともなっており、それら生物の作用等による水質浄化機能によって、海の汚濁防止にも貢献しています。しかしながら、藻場・干潟は沿岸域の環境の変化や開発行為等により消失しやすく、本県においても減少しているため、藻場の造成に取り組んでいます。沿岸域からの生活排水や各種廃棄物の流入等により、水域環境が悪化し効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や公益機能の増進を図るため、平成24(2012)年度は、伊勢湾三期工区において干潟の造成及び甲賀、尾鷲工区において藻場の設計をしました。

表2-3-12 藻場・干潟造成の実施状況（平成24年度）

事業名	事業内容	事業主体	実施工区
水域環境保全創造事業	干潟の造成	三重県	伊勢湾2期
	藻場の設計	三重県	甲賀、尾鷲

4 水循環・浄化機能の確保

4-1 雨水貯留・浸透機能の維持向上

(1) 水源地域の森林整備

森林は豊かな水を育む「緑のダム」と呼ばれています。

良質な水資源を安定的に確保するためには、下刈りや除間伐等をはじめとする森林整備を十分に行い、森林と森林土壌を健全な状態に保たねばなりません。

平成24(2012)年度には、緊急の課題である間伐を計画的に実施するとともに、造林事業等の森林整備に直結した林道事業、荒廃山地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

また、森林の重視すべき機能に応じて、効果的な管理を行うため、森林GIS（地理情報システム）を活用し、市町や関係者と協働し、森林を生産林（持続生産を重視する森林）と環境林（公益的機能を重視する森林）に区分（ゾーニング）しています。

(2) 河川流量の確保対策の推進

出水時は洪水調節を行い、平常時は河川における動植物の保護や河川環境を保全するため、必要な河川の流量を安定供給するダムの整備を進めています。

(3) ダムの放流水対策

宮川ダムからの冷濁水放流を改善するため、選択取水設備を設置し、平成18(2006)年4月から運用を開始しています。

4-2 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

(1) 流域圏づくりの推進

川は、古来より流域の人々の生活や産業・文化の形成に密接に関わってきました。本県にも、木曾川、鈴鹿川、雲出川、宮川、木津川等数多くの河川がありますが、社会環境の変化とともに人々の川への関心が薄れ、川そのものの姿も大きく様

変わりしました。

しかし、近年、地域の環境や歴史、文化等と川との関係が見直され、河川流域を一つの圏域として、環境改善の取組や地域間の連携、防災対策などを進める「流域圏づくり」が、地域づくりの一つの形として注目されるようになりました。

本県では、「流域圏づくり」のモデル事業として、平成9(1997)年度から宮川流域ルネッサンス事業を実施し、その取組が地域に定着してきたため、平成22(2010)年度をもって県事業を終了しました。

平成23(2011)年度からの宮川流域圏づくりについては、流域市町等、地域が主体となって取り組むこととし、宮川流域においては、「水」、「環境」、「地域振興」の各種課題など県として対応すべきものが依然として多く存在しているため、今後とも県は広域自治体として市町の地域づくりを支援していくこととしています。

(2) 宮川に望ましい河川流量の回復と対策

宮川流域ルネッサンス事業を通じた関係者の河川流量回復に向けた努力により、平成18(2006)年度以降、宮川ダムから毎秒0.5m³の放流が実施されています。

4-3 水生生物を指標とした水質調査

広く水環境保全意識の啓発を図ることを目的に、主に小・中学生を対象に2,266名の参加を得て、水生生物による身近な川の水質調査を行い、その結果を平成25(2013)年3月に「水生生物を指標としたみえの河川水質マップ」として公表しました。